

| 会 議 記 録 | | | |
|-----------|---|---------|--------------|
| 会 議 の 名 称 | 第4次亀岡市総合計画 後期基本計画特別委員会 | | 会議場所 全員協議会室 |
| | | | 担当職員 三宅・池永 |
| 日 時 | 平成28年3月15日(火曜日) | 開 議 | 午前 10 時 00 分 |
| | | 閉 議 | 午後 3 時 41 分 |
| 出席委員 | 小島、山本、酒井、三上、富谷、平本、福井、齊藤、菱田、馬場、明田、石野 <西口議長> | | |
| 出席理事者 | 桂川市長、湯浅副市長、勝見副市長、竹岡教育長 【政策推進室】桂室長 【企画管理部】岸部長 【夢ビジョン推進課】田中課長、土岐副課長、元古企画係長 【生涯学習部】俣野部長 【総務部】門部長、木村税・財政担当部長 【環境市民部】中川部長、西田市民生活・保険医療担当部長 【健康福祉部】小川部長、玉記保健・長寿担当部長 【産業観光部】山田部長、内田農政担当部長 【まちづくり推進部】古林部長、橋本土木担当部長 【上下水道部】大西部長、石田事業担当部長 【市立病院管理部】佐々木部長 【教育部】木曾部長 | | |
| 出席事務局 | 藤村事務局長、山内次長、鈴木議事調査係長、三宅主任、池永主任 | | |
| 傍聴者 | 市民1名 | 報道関係者 名 | 議員 1名(並河) |

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

- ・小島委員長あいさつ
- ・西口議長あいさつ
- ・事務局日程説明

<小島委員長>

ただいまの日程案で進行するのでよろしく願います。

<酒井委員>

章ごとに詳しく質疑をしてみたいのも良いが、全体のことについて委員間で議論する時間はあるのか。

<事務局長>

第8章までの説明・質疑が終わってから、最後に希望により委員間討議の時間を設ける予定である。

2 付託議案審査

10:08

[市長等入室]

[市長あいさつ]

- ・第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画は、平成23年度からスタートした前期基本計画が本年をもって終了することから、来年度から平成32年度までに取り組むべき具体的な施策等について定める、本市の最上位の計画である。
- ・現在我が国は、急速な少子高齢化に伴う経済力の低下、増大する社会保障費への対応といった喫緊に取り組むべき課題が山積している。また、地方疲弊が全国的課題として取り上げられる一方で、都市部への人口流入や首都圏への社会・経済機能の一極集中など、都市と地方との格差といった課題への対応も求められている。
- ・本市に目を向けると、平成27年度国勢調査の速報値では、ついに人口9万人を割り込むなど、人口減少傾向が続いている。出生者数を死亡者数が上回る自然減によるものも当然あるが、本市から他市へ流失している社会減も大きな要因となっている。
- ・現在我が国では、選ばれるまちとそうではないまちに2極化しており、本市の活力を維持し、将来の発展に繋げるためには、亀岡市民からも、他市や他府県からも選ばれるまちとして魅力を備え、それを発信していかなければならない。
- ・このような中、「かめおか・未来・チャレンジビジョン」において8つの挑戦を掲げた。そこには、出産・子育て世帯への支援や教育環境の充実、住環境・自然環境の向上など、本市で生活する人々が安心して快適に暮らせるまちづくり、3大観光をはじめとする既存の観光スポットの環境整備や、新たな魅力づくりの1つとして掲げた亀岡の霧を生かした雲海テラスなど、市内外問わず、すべての人々に本市の魅力を発信し、選ばれるまち、住み続けたいまち、新たな亀岡市の実現に向けた取り組みを掲げた。
- ・亀岡市総合計画審議会委員に、このような私の亀岡市政に向けた思いを載せた第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画案を答申いただいた。
- ・本日の特別委員会で審議いただき、今後の本市発展のため、より実のある計画にしていきたい。

～ 10 : 12

[市長等退室]

[部長等入室]

第56号議案

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画を定めることについて

[企画管理部長あいさつ・概要説明]

- ・第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画案及び亀岡市人口ビジョン・総合戦略について、貴重な意見や質問をいただいた。
- ・いただいた意見等については庁内において検討するとともに亀岡市総合計画審議会にて審議し、意見や指摘をそのまま反映できるものは修正のうえ反映し、後期基本計画案については本議会に上程し、亀岡市人口ビジョン・総合戦略については2月15日付けで完成、公表したところである。
- ・第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画案については、平成26年3月28日に亀岡市総合計画審議会及び策定部会を立ち上げ、審議を開始した。また12月24日には、各部長をメンバーとする庁内組織である亀岡市総合計画策定推進委員会を立ち上げた。
- ・その後、丸2年にわたって総合計画審議会を4回、策定部会を11回開催した。

- ・庁内においては策定推進委員会を12回開催するほか、各担当部局が現状の進捗状況や課題について精査を行った。
- ・平成26年9月から11月にかけて、18歳以上の市内居住者に対する市民アンケート、市内高等学校・大学で学ぶ学生に対する学生アンケート、比較的若い層の意見を把握するために、インターネットによるWEBアンケートを実施し、市民意識の把握を行った。
- ・平成27年12月9日には亀岡市総合計画審議会から中間まとめの報告をいただき、ただちにパブリックコメントを実施した。
- ・パブリックコメントの結果を踏まえ、1月29日には答申の提出を受け、この3月定例会に議案を上程した。
- ・パブリックコメントは、12月12日から1月11日まで実施し、4名から60件の意見をいただいた。
- ・議会意見については、12月16日の全員協議会で後期基本計画の概要を説明し、その内容について1月12日に議長から意見をいただき、2月9日に亀岡市の考え方を回答した。
- ・第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～は平成23年から32年度までを計画期間としている。本市が目指す都市像や目標等を定めたものが基本構想である。そして基本構想の実現に向け、取り組むべき具体的施策等を定めたものが基本計画である。基本計画は、社会・経済状況の変化に柔軟に対応するために、計画期間を概ね5年で区切り、前期基本計画、後期基本計画としている。
- ・前期基本計画が本年度末をもって計画期間を終えることから、この5年間で本市が取り組んできた施策をさらに発展させ、社会・経済状況の変化から新たに表出してきた課題等に柔軟に対応するため、平成28年度から32年度までの具体的施策等を定めた後期基本計画を策定するものである。
- ・後期基本計画の構成は、前期基本計画と同様、第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～基本構想・施策の基本方針に定める方針に従い、8つの章からなる施策分野別基本計画、シンボルプロジェクト、進行管理、目指す目標により構成している。また、各章ごとに取り組むべき施策の方向性を、節により区分している。

～ 10 : 20

[説明]

第1章～第4章

- ・夢ビジョン推進課長説明（議案）
- ・所管部長説明（議会からの意見・質問に係る回答）

～ 10 : 57

[質疑]

< 酒井委員 >

セーフコミュニティについて、議会からの意見はあったが結局は再々認証に向けて取り組んでいくということか。

< 総務部長 >

認証を取るのが目的ではなく、セーフコミュニティや国際セーフスクールの理念を市域に広く伝達するために、今しばらくは再々認証に向けて取り組むことを計画に盛り込みたい。

< 齊藤委員 >

中学校給食について、センター方式やデリバリー方式等と言われたが、財政難の折

に、こういったものを作っていくのは難しい。ただ、子育て支援や働く女性の支援を考えると学校給食をしなければならない。説明ではセンター方式やデリバリー方式に重きをおかれていたが、民間に任せるべきである。民間業者がどのようにプラスになるような運営をしていくかということになると考える。先ほどの説明は、どうしても公でやっていかなければならないという意味に捉えたが、どのように考えるか。

< 教育部長 >

保護者・学校関係者等のニーズを把握していきたい。委託方式、スクールランチ方式を採用している先進地も研究し、財政難の中、こういった方式が良いのか、じっくりと時間をかけて探していきたい。

< 齊藤委員 >

あまり時間をかけるのはどうか。市長の言われる、住みやすいまち、選ばれるまちにするためには、女性が働きやすいまちにする必要がある。そのためには学校給食は大変重要である。しかし、財政難の折、税金をつぎ込むのもどうか。民間業者等を集めて検討することが必要である。各学校に設備を導入したら膨大な費用が要る。また、学校給食の棟を建設して職員が張り付くのも、財政難の折、大変なことになる。なんとかそのような方法を取り入れていただきたい。

< 小島委員長 >

できれば質疑という形でお願いする。

< 馬場委員 >

P 3 4、「地域における認知症高齢者を見守る体制づくりを促進します」という記述が抽象的で曖昧である。昨日の環境厚生常任委員会であったように、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例において、地域との連携を具体的に発展されている。そのあたりを生かした記述ができないものか。

新宿区域の学校は50年前から中学校給食をしていた。中学校給食は、あり方以前の話で、無条件にやるべき行政施策であると考えているがどうか。

< 健康福祉部保健・長寿担当部長 >

3年ごとに、いきいき長寿プランを作成しており、その中で具体的に表記している。

< 教育部長 >

全国的にみると遅れているが、今からスタートすると大変な経費がかかる。まず、市としての方向性を出し、計画的にどう実現するか考えていきたい。

< 馬場委員 >

先ほどの説明の中で、給食が食育だとも言われたが、実際そういうことを体験してきた。中学校給食を導入することにより生徒間の団結につながっている。財政面だけでなくそういう意味で導入を。また、子ども・子育て支援には、とりわけ教育の部分が大きいという指摘もされている。位置づけをしっかりと高めてやっていただきたい。

< 三上委員 >

総合計画は市民が主役であり、市民がこのまちに住んで、子どもが育っていくことに重きをおかなければいけない。財政的な問題はあるが、「中学校給食はこういう点で必要で実施したいが、いろいろとクリアすべきことがあるから、後期計画ではこうする」というものがない。「中学校給食のあり方の検討」では、実施方法を検討するのか、実施するかしないのかを検討するのかがはっきりしない。後期期間内

の実施が無理であっても一本筋を通し、こういう点で中学校給食が必要だからやるのだということが分かるような計画にしないと、市民には分かりにくい。ニーズの把握は今まで全然できていないのか。中学校給食の必要性をどう考えているのか。

< 教育部長 >

具体的なアンケートを取ったことはない。教師に聞くと弁当が良いという意見もあり、デリバリー方式をやっている先進地のアンケートでは、お弁当が良いという子どもが半数を超えていたということもある。今後、子ども・保護者・教員、財政状況を含めて、亀岡市にとってどういう方法が良いのか、方向性を見出していきたい。

< 三上委員 >

教職員は、なぜ弁当が良いと言っているのか。中学校給食そのものに意義がないと言っているのではないと考えるが、認識は。

< 教育部長 >

詳しいアンケートを取ったわけではない。次の授業やクラブ活動の時間に影響するという学校運営上の問題と考える。

< 三上委員 >

そこはしっかり調べていただきたい。給食そのものの意義とは関係ない話である。ギリギリの人数やギリギリのカリキュラムで、教師が長時間過密勤務に追い込まれているところが原因である。他の自治体でやっていることができないはずがない。教育的にも食育的にも、子どもの貧困や子どもの栄養・育ちにとっても、給食よりも弁当の方が良いという意味ではない。そこはしっかりと教育委員会・亀岡市として、中学校給食の意義を考えて明記し、方向性をはっきりしていただきたい。

< 明田委員 >

P50、伝統文化の継承について、今までも、特定の伝統行事や地域の行事にはスポットをあてて、社会教育として熱心に取り組まれてきた。しかし、それ以外にも各地域で重要な行事がある。そのあたりはどう考えているのか。

< 教育部長 >

地域のイベント、文化の継承は大切であるが、具体的にどのようにやっていくかは、その都度、時期によって変わってくる。こういった方向性の中で、細かい施策を予算化していく。総合計画の趣旨は十分認識し、施策を行っていきたい。

< 福井委員 >

前期基本計画で終了、廃止、縮小等を行った施策はあるのか。

< 企画管理部長 >

午後に回答させていただく。

< 齊藤委員 >

セーフコミュニティは誇るべき施策だが、犯罪率でいうと亀岡市は決して良くない。人口比率でいうとましな方であるが、舞鶴・宮津の方が犯罪率は低い。セーフコミュニティのまちとして亀岡市が誇っていくために、もっと安心・安全のまちにしていかなければならない。今後もっと啓発し、安全率を上げていくことに対してどのように考えるか。

< 総務部長 >

難しい問題と大きな壁がある。セーフコミュニティは、事故・怪我等の原因を究明して、それを改善するシステムを持っているということに対する認証である。取り組みを進めている中で、亀岡では篠町の事故もあり、交通死亡事故ゼロも840日

で途絶えたという事実もある。継続的に取り組みを進めていくことによって、犯罪発生率や、事故・怪我等の発生率の縮減・縮小を目指していきたい。

< 齊藤委員 >

P 33、口腔ケアは、医療費・歳出の削減につながる。口腔ケアにもっと積極的に取り組むことに対する考えは。

< 健康福祉部保健・長寿担当部長 >

今年度に最終年度を迎える「かめおか健康プラン21」の第2次計画を策定し、先日、常任委員会で説明した。これまでの計画では「歯」がテーマの施策はしていたが、歯周病など口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響があるので、新しい計画では取り組みを進めていきたい。

< 三上委員 >

P 5、人権侵害被害者救済に向けた法整備の要請について、国に対して法の整備を要請すれば良いのか。市独自で人権侵害被害者を救済する手立てや取り組みはしないのか。

< 生涯学習部長 >

個別には、人権相談を人権啓発課で行っている。また人権擁護委員もいる。タイアップしながらそのような事案に対応している。

< 三上委員 >

亀岡市が人権侵害から守ってくれる自治体であるということをアピールする必要がある。ここだけ見出しが「要請」で終わっている。国に要請するとともに、亀岡市も市民の人権を守る・ケアするということが分かるようにすべき。国に要請するだけと受け止められてしまうのではないか。

< 生涯学習部長 >

亀岡市は人権擁護の全市民的な組織も持っている。P 4にあるように人権啓発推進協議会等、人権啓発活動に取り組む組織への支援も行っている。市民とともに地道に歩みを進めている。ただ、最も重要なことは法整備であり、ヘイトスピーチにしても、一定、法の抑止力がないと、これ以上見過ごせないということが起こる場合もある。やはり法整備については、立場上「要請」という表現になる。かつて議会で採択されたのも「制定を求める」意見書であり、そのような過去の経過も踏まえる中で「要請」としたところである。

< 三上委員 >

それは理解するが、「市民を人権侵害から守る・ケアする取り組みを推進する」というような形で、亀岡市独自でも市民を守る取り組みを行うということを前面に出したうえで、「要請」は下の文に書く等しないと、市民から見たら、守ってくれるような文言がどこにもないということになる。せっきくの計画なので要望する。

< 菱田委員 >

ふるさと力向上寄附金については、どのあたりに表現されているのか。

< 企画管理部長 >

午後に、第8章の中で説明する。

< 酒井委員 >

計画そのものについて、「現状取り組むべき課題」が節ごとにあるが、説明で「変更した」と言われた部分以外は、ほぼ前期基本計画と同じである。前期5年間取り組んできてどうだったのか、今後必要なことがどう見えてきたのかを書いておくべきでは。

< 企画管理部長 >

前期5年がまもなく終了するが、平成28年度に入ってから検証することもあり、後期基本計画に記載することができなかった。

<酒井委員>

前期基本計画でやってきたことを検証せず後期基本計画を策定したということか。現時点で、できるだけ内容は書いておくべきではないか。

<企画管理部長>

年度ごとの検証は行っている。前年までの成果について、進行管理は別途行っている。

<酒井委員>

検証していないということが言いたいのではなく、5年間やってきたことを後期基本計画に反映させて、記述もそれが見えるような形にしていくつもりはあるのか。

<企画管理部長>

年度の進行管理をまとめた表があり、そちらでしっかり把握できている。

<酒井委員>

「現状と取り組むべき課題」や「解決策」が、ほぼ前期基本計画と同じように書いてあるが、前期5年間の成果や、今後必要なものがどう見えてきたのかということを書き込んでいくつもりはあるのか。後期基本計画はこのままの形でいくのか。

<企画管理部長>

後期基本計画はこのままの形でいく予定である。

<酒井委員>

「議会意見に対する市の考え方」の通し番号31、財政計画についての記述がない。この計画は全部、これまでから頑張ってきた大事なことや、これからも頑張っていくことについての内容になっている。何に重きを置くのか、しっかり軸を持って計画に反映していかなければ、財政が厳しいから計画への書き方を加減するというではいけない。「これは絶対にやる」というものを計画に入れて財源の裏付けも書くことで、優先順位が高いと判断されたものから実現されていくと考える。財政計画についての記述をなぜしないのか。

<総務部税・財政担当部長>

計画全般にわたり、財政が関連しない章はない。確かにこの計画を進めるには財政の裏付けがなければならない。ただ、その時々々の市民ニーズにより優先順位が変わることもあり、最新の情報をもって各年度の予算を組むのが基本である。亀岡市の今後進むべき将来の姿を示す総合計画に基づいて予算編成するというにはなっているが、今の時点で「最優先」としても、時と共に変わることもある。全体を順位づけて、この部分からやっということは今の時点では困難である。ただ、このような指針、目指す目標や目的がないと、本市が進むべき方向性が市民に分かってもらえないということで示しているのが、この総合計画である。予算的には、年度によって最優先課題が変わる。過去には、中国の四川大地震があり、小学生が多く犠牲になった。その時点から亀岡市も最優先課題を変更し、学校の耐震化を最優先とした。そのようなこともあるので御了解いただきたい。

<酒井委員>

全ての事業に優先順位をつけるのではなく、計画としての存在意義を出すには、財源計画をしっかりとつけて、「5年間で必ずこれはやる」というものが必要だと考える。そのような考え方を検討していただきたい。本市の計画にはいろいろなことが書いてあるが、他の自治体の基本計画を見ていると、全般を網羅せず、重点的なところだけ厚みをもって書いているものもある。

< 企画管理部長 >

午後から第 8 章で説明するが、中・長期的な財政見通しについては、それぞれ個別計画を持っている。行財政改革大綱実施計画を作成し、毎年の事務事業の進捗管理、事業の取捨選択をする。見直しや評価については、柔軟性をもって動かしていく。これで全て固まってしまうというものではない。

< 馬場委員 >

「協働」の考え方について、おしなべて「協働」という時、行政が何をやるかが不鮮明である。P 14、セーフコミュニティについても、行政は日常的な啓発活動をするということで、市民に教えてやるという上から目線を感じる。行政の責任と市民がやる内容は明確に区分すべきではないか。

< 生涯学習部長 >

20～30年前は行政主導のまちづくりであったが、市民の力を生かせる機会や環境を整える中、個人や団体などの市民活動で、行政とともに地域の課題解決に結びつけていくという趣旨でやっている。P 10、「市民活動への寄附を受け入れる基金の創設と運用」についても、行政が基金を作り出すのではなく、市民に協働ということを理解していただいて、市民から寄附金を提供いただき、ある意味、民活というか、そうした形の中での協働というスタイルで進んでいこうというものである。第 2 次の協働推進実施計画の趣旨が、第 2 段階のステップに進んでいる。

< 総務部長 >

P 14、セーフコミュニティの「日常的な啓発活動の充実」について、本市全体や地域の取り組み状況の紹介を推進するという理念をもっており、上から目線で上意下達するというのではなく、あくまでも情報発信と情報の共有である。ただ、防災・安全面の場合を想定すると、情報の共有から指示・命令というところまであるので、そういう部分は別である。

< 馬場委員 >

P 10、「地域資源を循環させる仕組みづくりの構築と推進」でコミュニティビジネスと記載されている。NPO の記述がなく、こちらを記載している意図は。

< 生涯学習部長 >

地域の課題をそのコミュニティの中で解決するために、ビジネス的手法を用いていくということである。市民で全部やってくださいというわけではなく、行政も支援するが、行政の支援プラス市民の力で、地域の課題解決に踏み出していこうという意味である。

< 馬場委員長 >

NPO の市民活動推進センターへの支援は、どこに掲載されているのか。

< 生涯学習部長 >

コミュニティビジネスを展開するのは、NPO でも任意団体でも構わない。また「協働を促進するプロモーションの強化」というところでは、「情報発信を充実」とあるが、ある意味、中核となるのがギャラリー 3 階の市民活動推進センターである。情報もサービスも一つとして提供していくということを含めて、そこを拠点にやっているということである。

< 石野委員 >

P 29、保育所・園の充実について、本市では潜在的待機児童が 119 人、国基準では 15 人という説明があった。後期基本計画の中で、待ったなしの、一番重要な施策と考えるが、市の認識は。

< 健康福祉部長 >

国会でも審議され話題になっており、本市も例外ではない。後期計画で考えられる施策の整備であるが、民間保育園・幼稚園の充実をはかり、枠を広げていきたい。公立保育所については、再編を進めることも重要である。これは人材の確保にも影響してくるものであり、公立保育所の再編により職員を充実できる。また処遇の改善についても、17日に議会に提案をするが、非常勤の関係で、改善が一定はかられつつある。こういったことを5年間行うことにより、課題を緩和していきたい。

<三上委員>

P29～30「妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援」について、大事な視点だと考える。「現状と取り組むべき課題」や「解決策」に、こういった視点を反映させてはどうか。P31「ひとり親家庭への支援」とあるが、施策の内容・効果や今後の取り組みは。

<健康福祉部長>

ひとり親家庭については経済的支援が大きい。府の技能習得の制度等があり、修学支援で資格を取ってもらい、経済的な安定につなげる。DVの場合は、危険回避として施設に入ってもらい、身体的・精神的な支援をしていく。また昨年、生活支援センターを設けた。生活保護に至らない人は、こちらで対応しており、どうしても生活に困る場合は、地域福祉課につないでいる。精神的な関係では、家庭児童相談室を子育て支援課に持っており、相談員ができるだけ寄り添って解決するよう取り組んでいる。

時代が変わってきている。4カ月健診までは行政として行わなければならないが、それ以降、1歳頃の健診までの間がお留守になるということがでてきた。それをP30に入れたものである。そういう新たな要素が入ってきて項目を起こした。

「課題」ではないと考えるので、「取り組むべき課題」には入れず、P30の今後取り組むべき具体的施策のところに入れている。

<三上委員>

「切れ目のない支援」を系統立ててやっていくことについて、最初のところに記載はしないのか。

<健康福祉部長>

具体的施策のところ挙げていたので理解いただきたい

<三上委員>

「解決策」にそのような言葉が入る方が良いと考える。

～ 11 : 53

[休憩]

13 : 00

[説明]

第5章～第8章・シンボルプロジェクト・進行管理・目指す目標

・夢ビジョン推進課長説明（議案）

・所管部長説明（議会からの意見・質問に係る回答）

～ 13 : 45

[質疑]

<馬場委員>

P58「現状と取り組むべき課題」中、「豊かな水環境を享受してきた本市においては、恵まれた地下水をはじめ健全な水環境を今後も維持、保全していくこと

が必要です。」とあるが、京都・亀岡保津川公園の整備と整合していないのではないか。同公園のスタジアム建設については、現在、ベタ基礎工法で検討されているが、今後の維持、保全是どのようにしていくのか。

P59、アユモドキの保護増殖について、「アユモドキが安定して生息できる環境の創出」とあるが、アユモドキは現在生息している場所で生き延びることが最も適しているものであり、色々なところに場所を変えると、現在のアユモドキではなくなることを魚類学会でも指摘されている。どのように環境を創出するのか。

<政策推進室長>

京都府においては、まだ発注に入っておらず、今後、デザインビルド方式で進めていくようにされており、その中で、十分自然環境等に配慮された工法等を検討されるように伺っている。

<環境市民部長>

地下水をはじめとした健全な水環境の維持、保全については、平成26年度以来検討されていることであり、平成27年度、国においても地下水に関する保全に係る法制度が新たに発足されている。本市において具体的な事案が起こっているわけではないが、国際的な水資源確保の観点から、他府県では外国の方々が水源地を買収されるという事案も起こっている中、国は法制度を定めたものであり、本市においても、今後の中長期的な課題を含め、地下水の保全を検討していく必要があるということで、具体的な施策等は特に掲げていないが、現状で新たな問題が生じているという意味で、掲げたものである。

アユモドキが安定して生息できる環境の創出について、現在のアユモドキの生息環境が不安定であることは、魚類学会、生態学会等の専門家で一致した見解であり、そのため絶滅危惧種となっているところである。地元保津町の皆さん、農業関係者、土地改良区の皆さんの懸命の努力により、産卵を誘発するラバーダムの維持管理を営々と続けていただいているが、それだけに頼るのではなく、新たにサンクチュアリの創出を示し、平成21年2月に当時のアユモドキの保全に関する専門家の会議からいただいた提言に沿って共生ゾーンを整備するため、現在、環境保全専門家会議の意見をいただきながら、実証実験を行っているものであり、一定の成果が出ているところである。今後、その整備を一層推進することによって、安定した生息環境を創出していきたいと考えている。また、今の場所で生まれたアユモドキが別の場所で生まれると違ったものになると言われた点については、理解できないところであり、一定の実験池の中で特定の親から生まれたものだけを野外へ多数放してしまうと、遺伝的多様性が損なわれるという意見があり、そのことに係る市の対応として、アユモドキの啓発のために現在も市役所で展示しているという経過を報告しておく。

<馬場委員>

豊かな水環境に関して、公園整備の他にも不安定な要因があり、周辺部の山での残土不法投棄等、開発に伴う懸念があり、他自治体では上流での開発によって地下水の資源が変動したという声を聴くところである。規制を厳しくする等の措置は検討されているのか。

<環境市民部長>

P59「3 環境を守るルールづくりと指導」の中で、「地下水の保全・管理・利用」を掲げているが、開発に対する規制の課題、水源涵養能力としての森林の整備、地下水に係る具体的な地域ごとの取り組みや利用されている市民との協働等について、今後も検討していくべき課題と認識している。

< 明田委員 >

P 77、林業に係る「現状と取り組むべき課題」の中に、「防災、景観、生物の生息、そして地球温暖化防止のため、森林の健全な成長と保全を図ることが必要です。」と記述されているが、山の乱開発等を防ぐ手段として、市街化調整区域にすることが考えられる。調整区域にすることへの考えは。

< 産業観光部農政担当部長 >

林業振興という捉え方で森林保全を進めていくため、地元の財産区や生産森林組合、山林所有者等と連携を図りながら、努めていきたいと考えている。特に里山の保全に関しては、緑に親しみたいという市民のニーズもあることから林業振興施策を進めていきたいと考えている。

< 明田委員 >

調整区域にすることには大きなハードルがあるのか。

< まちづくり推進部長 >

過去には、都市計画区域外の南部2町、西部4町において、市街化調整区域編入の協議をしてきた経過があるが、市街化調整区域の活性化の中で、調整区域にしてしまうと土地利用への制限があることから、周辺部の地域は規制を受けずに、それぞれの地域の土地利用を図りたいということから、調整区域にならなかったという経過がある。よって現在のところ、調整区域編入の考えは持ち合わせていない。

< 酒井委員 >

資料2-1「序論」のP31、「にぎわいの創出のため横断的に取り組む施策例」に「まちをまるごとスタジアムとしたスポーツを活かしたまちづくりの推進」とあるが、スタジアムだけに頼るのではなく、まち全体をスポーツを生かして活性化していきたいという思いであっても、「まちをまるごとスタジアム」ではその意味が伝わらないのではないかと。どこかにその説明はあるのか。

< 企画管理部長 >

重点テーマの位置付けとして、その方向性を示したものである。京都スタジアム(仮称)の整備を主体としたまち全体のにぎわい創出を進めるため、第4章第5節の生涯スポーツ、第5章第1節の自然環境、第6節の公園・緑地、第6章第5節の観光等、各分野に具体的施策を記載している。

チャレンジビジョンの「亀岡まるごとスタジアム構想」については、次のとおり各施策に位置付けたものであり、P71「京都・亀岡保津川公園の整備」「新たな拠点を活かした交流機会の充実」、P85「スポーツ観光の推進」、P53「ソフト・ハード両面でのスポーツ環境の整備・充実」、「スポーツ大会・イベント等の開催及び支援」「京都スタジアム(仮称)の活用」、P52「子どものスポーツ機会の充実」、P91「歩行者自転車道の整備促進」等を総称したものである。

< 酒井委員 >

各分野に具体的施策を記載しているとのことであり、スタジアムがなくてもスポーツの推進を図るという意味では良いと思うのだが、パブコメの回答では、スタジアムという京都府の事業をもとにしてまちづくりを進めていくことについてはどうかという問いに対して、スタジアムだけに頼るのではなく、まち全体をスポーツ等を通じて活性化していきたいという思いからの言葉であると回答されていた。それについて、きちんと記載していただくと思うが、検討する考えは。

< 企画管理部長 >

先ほど答弁した内容のもので網羅していると考えているので、追記、修正等を行う予定はない。

< 酒井委員 >

具体的事業であるとともに、他の行政機関の事業を記載し、それに基づいてということよりも、スタジアムに頼ってやっていくのではなく、スポーツを生かして活性化していきたいという意味で伝えていかないとまずいのではと考えるが、修正はされないということである。

P 1 1 4、シンボルプロジェクトについて、真ん中に「京都スタジアム（仮称）」と表示しながら、シンボルプロジェクトは市民と一からつくっていくと説明されていたが、そもそもこれをテーマとしてやっていくことは、総合計画のシンボルプロジェクトとしてどうなのか。

< 企画管理部長 >

先ほど質疑のあった「まちをまるごとスタジアム」に関しては、理事者を含め、内部調整・協議を踏まえた中で、このテーマを選定したものである。京都スタジアム（仮称）を中央に示したのは、今一番、インパクトのあるスタジアムについて、市民の関心も高いことから、企画段階から市民と協働して取り組むべき新たな事業と捉えており、具体的な内容等についても、後期基本計画の重点テーマとして、一から議論し、積み上げていくものとしている。

< 酒井委員 >

5年間の計画であるのに、今一番インパクトがあるからという理由で入れていくのはどうかということ、以前の説明ではされていた。整合性がとれていないと思われるので、そのあたりのことを考えていただきたい。スタジアムが良いか悪いかということではなく、基本計画としてどうかということであり、スタジアムの活用、推進等については、それぞれ別途、個別計画等を策定して取り組むべきであって、ここに示される意味がわからない。括弧書きで（京都・亀岡保津川公園）と記載されていることも、どういうつもりかと感じるところであり、記述、内容等を見直すべきと考えるがいかがか。

< 企画管理部長 >

スタジアムに併設する形で京都・亀岡保津川公園があるということで、単に公園の名称を記載しているものであり、差異があってそれを示したものではない。

< 酒井委員 >

亀岡市の基本計画であるので、スタジアムと京都・亀岡保津川公園と併記されているが、スタジアムと公園は併設されるものではなく、京都・亀岡保津川公園の活用をしっかりと考えていかないといけないということであるのに、この括弧書きからは、その意識がないように受け取られてしまう。しかし、このままとされるということに理解した。

< 馬場委員 >

P 7 0「公園・緑地」の「市民に親しまれる公園・緑地整備の促進」について、適正な配置を検討するとされているが、これは各町への適正な公園整備を行う、また、人口一人あたりの公園面積の数値目標を設定する等を含めた検討を行うということか。また、P 7 1「ウェルカムガーデン、スポットガーデン」の取り組みとは。

< まちづくり推進部長 >

緑の基本計画に基づき、市内のバランスを考慮して、都市公園等の整備を図っていくことを明記し、その意味で適正は配置に努めていくものであるが、整備状況としては、やはり面積不足であることから、やはりそこは促進していきたい。ただし方法としては、土地区画整理事業や民間による開発等により効果的・効率的に整備を

図ることを主体としており、市自らが用地を確保して街区公園等を整備するという具体的な考えはない。

「ウェルカムガーデン、スポットガーデン」の取り組みはやはり本市へ来訪される観光客等へのおもてなしとして、例えばインターを降りてすぐに緑豊かなスポットがあるように、公共的空間をうまく利用した中で、緑の充実を図っていくという考え方である。これは市長のチャレンジビジョンの中に謳われていることであり、我々としても、計画的に進めていきたいと考えている。

<馬場委員>

不適正な開発を防ぐためにも、開発指導要綱の強化を検討して、適正な公園の配置を促進する考えはあるか。

<まちづくり推進部長>

本市で定めている開発指導要綱に基づき、適正な開発を指導しているところであり、その中で、公園については開発区域の3%以上を確保するように規定している。

<福井委員>

シンボルプロジェクトに係り、前期の取り組みでは、目標が明確でなく、3つのテーマで何かをみつけていくという点から、非常にわかりにくかった。後期では、逆に今示されている案のような形で進めていく方が、目的が明確となり、良いと考えている。前期の取り組みと違う点について説明願いたい。

<企画管理部長>

確かに、前期では抽象的でわかりにくいという指摘もあったが、今月22日にはシンボルプロジェクトの合同会議が予定されており、5年間の総括を行っていただく機会がある。後期では、具体的にポイントとしてスタジアムを示すことによって、そのテーマについて議論いただくこととしているため、よりわかりやすいものになると考えている。「まちをまるごとスタジアム」として、スポーツを活かしたまちづくりを推進し、地域資源を生かしたまち全体の交流拠点の実現をめざし、取り組みを進めてもらいたいと考えている。

<福井委員>

シンボルプロジェクトと言う以上、スタジアムをシンボルとして考えるということであるので、そのようなプロジェクトをぜひ進めてほしい。

<齊藤委員>

第8章の「効率的で明るい都市経営」の行財政運営に係り、行政のスリム化やアウトソーシングの取り組み等は、P112に記載のある「外郭団体のあり方の検討」につながっているのか。また、その検討は誰が行うのか。

<総務部税・財政担当部長>

行政は全て継続されていくものであり、行革も今後継続されていくものであるが、その時代に合った改革をしていかななくてはならない。外郭団体のあり方も今後の時代とともに変わっていくものであり、それを踏まえた中で、行革の中で考えていく。財政面においても、コストをかけずに運営されるように考えていかなければならない。行革の中では、協議する組織体を過去から構築しているので、今後もその中で検討していく。また、財政においては、ふるさと納税のように時代に即応した収入確保も考えており、全般にわたりそのような中で考えている。

<齊藤委員>

それらの検討は、外部を入れず庁内で行うものなのか。

<企画管理部長>

外郭団体の整理に当たっては、これまでも内部で協議してきた経過もあり、今のと

ころ、外部の意見を取り入れることは考えていない。

<三上委員>

P 1 1 0「開かれた市政の推進」に係り、「市民公募やパブリックコメントの実施など」の記載の中に、市政に対する市民のアイデアを取り入れるような斬新な取り組みは含まれているかどうか。

<企画管理部長>

行政内部の職員だけで考えるのではなく、外部からの意見を取り入れて新たな発見を得ることを趣旨としているものであり、広聴に関する取り組みが含まれている。

<菱田委員>

ふるさと納税に係り、P 1 0「市民活動への寄附を受け入れる基金の創設と運用」の中に示されている基金づくりとふるさと納税は連携しているのか。

P 6 7「地域活力の維持・回復」の具体策は。

交通空白地をなくす取り組み、P 6 2「モビリティ・マネジメントの推進」等を掲げているのに対し、P 1 1 7「目指す目標」の「第7章 快適な生活を支えるまちづくり」の平成32年の目標値は低いのではないか。

同じ欄に記載のある新火葬場整備計画等について、平成32年に策定としていることについて、その考え方は。

<生涯学習部長>

基金の創設については、第2次亀岡市まちづくり協働推進実施計画の中で提唱しているが、その中で、ふるさと納税による財源を充てるという考えは持っていない。

<まちづくり推進部長>

市街化調整区域における農村集落を取り巻く課題として、地域コミュニティを維持・継承できないこと、人口減少、高齢化等が進んでいることから、まずは、農村集落内において専用住宅が建てられるよう、平成27年1月に規制緩和を図り、Iターン・Uターン等の方策もできたと考えている。また、区域内における地区計画制度を活用していかなければならないと考えている。現在、都市計画法に基づく地区計画制度の運用方針について、京都府と調整しているところである。ただし、「取り組みを支援します。」と記載しているのは、農村集落のまちづくりとしては、地域住民自らが取り組むこととして、地区制度等の手法を用いて行政とともに取り組んでいくという意味で、「支援」としたものであり、行政の方から地区計画を押し付けるという形にはしないように考えている。我々としては、地域コミュニティの維持・回復については、そういった手法を用いて基盤を整える立場として取り組んでいきたいと考えている。

<政策推進室長>

コミュニティバス、ふるさとバス乗車人数の目標値が低いとの指摘であるが、ふるさとバスは平成17年から、コミュニティバスは平成16年からそれぞれ運行しており、ここ10年で、やっと24万人程度の利用をいただけるようになってきたというのが現状である。平成27年度の実績では、若干26年度実績を下回る見込みであり、今回の目標値設定については、その積み上げてきた実績を見る中で、何とか達成できる数値にしたものであり、この目標値をもって進めていきたいと考えている。

<環境市民部市民生活・保険医療担当部長>

新火葬場整備計画等策定については、将来の火葬事業、現火葬場の耐用年数等を見極める中で、適切な時期に建設を進めていく必要があると考えている。現在の

ところ、平成37年頃という見込みをしているが、整備計画は、後期基本計画の5年間で策定するように考えている。

<菱田委員>

「地域活力の維持・回復」については、シンボルプロジェクトの取り組みにかかっていると考える。シンボルプロジェクトにおいて、スタジアムは手段であって、住みたいまちをつくるのが目的であり、そのためのプロジェクトである。後期基本計画においては、中心市街地はもとより、周辺部においても人口増加に結び付けるようなプロジェクトを行いながら、誘導していくことが大事であると考えてるので、よろしく願いたい。

<馬場委員>

P110、公共施設等の効果的な活用に係り、公の施設は住民の福祉向上のために設置するものであるが、ここでは財政的な側面しか記述されていない。住民の使用権等についてはどのように記述しているのか。

他の委員の意見にもあるように、シンボルプロジェクトの中心に事業をはめ込んだことによって、今にもはち切れそうで融通が利かないように見える。このような手法はおかしいのではないか。

<企画管理部長>

公共施設等総合管理計画においては、各所管でも行政財産を類型別に把握する方法で、今夏の策定をめざしている。そこではっきりと示すことができる予定である。

シンボルプロジェクトの重点テーマとスタジアムがマッチしていないというように受け取られているが、決してそうではなく、スタジアムを核として、それぞれの重点テーマで定めている定住促進、にぎわい創出、安全・安心の推進を進めていこうという方向性で取り組もうとするものである。

<馬場委員>

P110、「適切な公共施設等のマネジメントの推進」は「行政」に分類されているが、「協働」ではないかと考える。例えば亀岡会館等は、文化振興を図り、住民の熱い思いの中で設置された施設であり、その思いを除き、機械的に管理することは如何なものかと思うがどうか。

<企画管理部長>

公共施設等総合管理計画では、そうした施設を将来的にどうしていくのかを決めるものであり、当然、そのためには市民の意見も聴取していくことになる。

<酒井委員>

資料1通し番号33の意見に係り、資料2-1序論で掲載されているアンケートをよりわかりやすい内容となるようにしてもらいたい。また、資料2-2資料編についても、結果だけを付けるのではなく、アンケートから読み取れるものを追加してもらいたい。また、資料編の5ページまでは前期と同じものが載っているが、これは必要なのか。編集として変更できる余地があれば変更してもらいたいのだが、こういったことは、現契約のコンサルで対応可能なのか。

<企画管理部長>

議案ではなく資料であるため、今後コンサルと協議する中で、修正の余地のあるものについては、対応していきたい。

<酒井委員>

このような意見が出た時に、コンサルで対応してもらえるのか。それとも職員の対応が大きいのか。

< 企画管理部長 >

ノウハウそのものは業者が有しているが、こちらからの指示により動くということであるので、今後の協議とさせていただきたい。

< 酒井委員 >

一々指示をしないと工夫してもらえないのか。わかりやすくしてもらうためにも、どうわかりやすくするのか、具体的に指示をしないとやってもらえないという苦労はあったのか。

< 企画管理部長 >

指示は当然必要なものである。

< 酒井委員 >

文案等をこちらで作らなくても、わかりやすいデータの整理や見やすい編集にすることなど、そういったことについても指示が必要なのか。

< 企画管理部長 >

方向性は一定示しておかないと、異なる成果品を納入されては困るので、しっかりと指示をしていくべきであると考えている。

< 山本副委員長 >

P 1 1 7「第7章 快適な生活を支えるまちづくり」の「住宅・住環境」における住宅の耐震化率の目標値を90%とされているが、国の方では95%をめざす方針であり、それを受けて京都府においても建築物耐震改修促進計画を策定し、95%を目標にされ、それを受けて本市においても計画を立てていくことを確認したが、本市では現状で90%を達成されていない状況であるので、あえて90%に設定されたのか。

< まちづくり推進部土木担当部長 >

今年度、京都府の方で耐震改修の計画が定められるところであり、その計画に基づき、本市では来年度に計画実施するところであり、後期基本計画においては、現時点でその目標値を明確化できないため、前回の90%をそのまま掲げているものである。来年度の計画の中で目標値が修正された場合、後期基本計画の目標値は修正しないが、その計画のもとで耐震化を進めていく。

< 山本副委員長 >

基本計画では変更しないが、実際には95%をめざしていくということか。

< まちづくり推進部土木担当部長 >

国・府において、95%の数値が出ているので、おそらくその数値で今後計画を立てていくこととなろう。

< 山本副委員長 >

P 8 6「就労支援」に係り、前期基本計画とほぼ同内容に見受けられるかどうか。

< 産業観光部長 >

就労に関して市町村独自で行える施策は少なく、計画に示している方向性の中で、国・府と協調し、施策を展開していきたいと考えており、前回と内容は大きく変わっていない。企業との連携強化については、個別の施策等で展開している部分もあるので、大まかな方向性としては従前同様としている。

< 山本副委員長 >

個々の施策で展開しているのであれば、明記されればと考え質疑した。

< 小島委員長 >

他に質疑はないか。(了)

< 企画管理部長 >

それではここで、午前中、福井委員から前期基本計画で終了、廃止、縮小等を行った施策についての質疑に対して、担当から答弁する。

<夢ビジョン推進課企画係長>

まず、前期基本計画期間中に策定を予定していた行政計画、構想等で策定が終了したもの、終了予定のものについて、次のとおりである。

- ・ 亀岡市文化資料館に係る資料館構想については、今年度内に策定を終える予定となっており、後期基本計画期間については、実現に向けてのプロセスの検討としている。
- ・ 亀岡市環境保全の指針である第2次亀岡市環境基本計画については、平成23年度に策定を行った。
- ・ 本市の都市計画の基本指針である亀岡市都市計画マスタープランについては、平成24年に改訂した。
- ・ 亀岡市景観条例、景観計画については、平成27年10月に施行した。
- ・ 本市の将来像を展望する総合的な緑に関するマスタープランである亀岡市緑の基本計画は、平成25年度に生物多様性への配慮等を盛り込んだ改訂を行った。
- ・ 全庁的、総合的な情報通信技術の利活用に係る亀岡市情報化推進計画については、今年度中に策定を終える予定である。

次に、取り組みを終了又は廃止する主なものについては、次のとおりである。

第4章第2節関係

- ・ 公立幼稚園の統合については、平成26年4月から亀岡幼稚園と第2亀岡幼稚園を統合して、亀岡市立幼稚園として運営している。
- ・ 学校施設の耐震化については、大規模改修や増改築を行い耐震化を進めており、平成27年度で完了する予定である。後期計画期間においては、非構造部材による耐震化を進めることとしている。

第5章第2節関係

- ・ 太陽光発電システムの普及に係り、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金については、本市における自然エネルギーの地産地消に向けた提言に基づき、導入目標の4メガワットに到達したので、取り組みを終了する。

第7章第1節関係

- ・ 都市計画道路網の再検証に係り、平成24年度から既存の都市計画道路網の見直しの取り組みを開始し、意見交換会や公聴会、都市計画審議会を経て平成26年9月に都市計画道路網の見直しに係る都市計画道路の変更告示を行ったところである。

第7章第4節関係

- ・ 水道未普及地域の解消として、畑野町において平成21年度から水道未普及地域解消事業に取り組み、平成25年度で事業完了した。

第7章第8節関係

- ・ 情報推進に係り、市民向けのパソコン教室を記載していたところであるが、民間事業者や他団体等で教室を実施されていることが多く、行政が実施する必要性が低いと判断し、後期基本計画には記載していない。

第8章第2節関係

- ・ 財政運営に係り、納付チャンネルの拡大としてコンビニ収納の充実を図ることを記載していたが、平成20年9月から上下水道料金、平成22年4月から軽自動車税、平成23年から市府民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険料、平成27年4月からは介護保険料、9月からは後期高齢者医療保険料を開始してい

るところであり、後期基本計画については、ペイジー口座振替受付サービス、講座振替取扱金融機関の拡大等を記載している。

第8章第3節関係

- ・広域連携に係り、前期基本計画では、京都中部市町村圏協議会との連携を記載していたが、第4次京都中部新広域市町村圏計画に基づき、地域の特性を生かした総合的な圏域づくりを進めてきた結果、一定の役割を終えたとして、平成25年3月末をもって協議会を廃止した。

<企画管理部長>

長時間にわたり審査いただき感謝する。夢ビジョン後期5年間の方向性を導く基本計画であり、各会派、各委員からいただいた意見・質問等に関しては、重く受け止め、各部局とも真摯に考え方を答弁してきたところである。全て納得のできる内容ではなかったかもしれないが、当方の考え方については一定の理解をいただけたものとする。本議案には賛同願いたい。

~ 14 : 55

[部長等退室]

[自由討議]

<小島委員長>

討論に入るまでに委員間自由討議の希望はないか。

<酒井委員>

希望する。中身に関してではなく、総合計画のあり方や策定方法について、また、議会の関わり方について、今後より良い方向性をもてるよう、今のうちに議論しておくべきである。

<小島委員長>

今の意見についてどうか。

<福井委員>

酒井委員の意見の趣旨は理解しているが、提案されている議案審査に係る本委員会として議論すべきことなのか疑問がある。今後、議会改革に係る検討の中で議論していく方がよいのではないか。

<馬場委員>

総合計画について、本市議会では、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例に基づき、審査を行っているものであり、議会の関与については、今後より検討していく必要があるため、福井委員の意見のとおり、議運等で取り扱うのが適当であるとする。

<小島委員長>

今の意見を受けて酒井委員の意見は。

<酒井委員>

もう結構である。

<小島委員長>

暫時休憩する。

~ 14 : 59

[休憩]

[討論]

< 菱田委員 >

新清流会を代表して賛成する。策定に当たっては、パブリックコメントの実施前に、議会に対しても一定の報告があり、議員の意見に対しての考え方が示されたところである。また、桂川市長のチャレンジビジョンについても一定の整合性も図られており、概ね了とするものである。ただし、今回はたまたま市長選挙の直後に後期基本計画の見直しの時期となったので、タイミングがよかったが、今後は計画の策定のあり方、期間についての考え方を改めていくべきではないかという点を指摘する。

< 富谷委員 >

公明党議員団を代表して賛成する。本市のめざす都市像の実現のため、3つの重点テーマを基に桂川市長のチャレンジビジョンを反映された後期基本計画となっているので、毎年進捗状況を検証してもらい、着実に実現してもらうよう望むものである。

< 三上委員 >

共産党議員団を代表して反対する。市民福祉の向上に資するための地方公共団体の最上位の計画であり、市民を守り、市民のニーズに応える観点から、中学校給食や人権の分野でこだわる部分があるが、やはり柱となるものについて会派から要望していた事項で変わることはなく、「まるごとスタジアム」といった曖昧なシンボルプロジェクトとなっている。スタジアムを軸とすることについては、市民福祉と合致しているのか大いに疑問が残るところである。

< 酒井委員 >

反対する。計画行政を進めていく意味で最も大切な計画であるが、そのようになっていない。計画を持って行政をコントロールしていく考えとしては、まだまだ不十分な点が多く、根本的な点については変更することができないということである。また、菱田委員の討論と同様、総合計画・基本計画のあり方について、その考え方を変更していくべきではないかという点を指摘する。

< 明田委員 >

緑風会を代表して賛成する。計画案を確実に実行されれば、非常に行き届いたまちづくりができるという思いであり、ぜひともそのようになるよう、我々としても関わっていかねばならない。大きな期待を込めるものである。

[採決]

第56号議案

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画を定めることについて

可決・賛成多数（反対：酒井委員、三上委員、馬場委員）

[指摘要望事項]

< 小島委員長 >

指摘要望事項については、審査の過程を踏まえ、特に委員会として意見を付すべき事項として意見があれば取扱いたい。

< 酒井委員 >

菱田委員の討論にもあったように、今後は総合計画・基本計画のあり方や期間について、一定の考え方の変更を検討されるべきこと、また、コンサル委託のあり方を

含め、より良い計画策定となるよう検討されるべきことを合意できればと考える。

<小島委員長>

ただ今の意見について、菱田委員の討論にもあったので、賛成者は合意できる内容かと思われるが、菱田委員の意見は。

<菱田委員>

新清流会としては、各委員とも了解である。

<小島委員長>

他に意見は。なければ以上の意見を指摘要望事項としたい。委員長報告の作成については、正副委員長に一任願う。(了)

3 その他

<小島委員長>

議会だよりの掲載事項に関して、どのようなことを重点的に掲載するか意見はないか。

<福井委員>

内容を掲載するスペースもあまり確保できないと思われるため、議決に際して議会が関与した経過等を掲載してはどうか。

<小島委員長>

紙面のスペースはどの程度か。

<事務局>

1ページの半分程度となる見込みである。

<小島委員長>

スペースが限られているため、正副委員長に一任願いたい。(了)

【閉議】

[山本副委員長あいさつ]

<小島委員長>

以上をもって散会する。

~ 散会 15 : 41